

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年4月3日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

下記(1)ア～サの工事について、それぞれ入札し、契約するものである。

### (1) 対象となる工事（工事場所）

- ア 人力浚渫工事（その1）（調整管理課京北分室管内）
- イ 人力浚渫工事（その2）（北部土木事務所管内全域）
- ウ 人力浚渫工事（その3）（左京土木事務所管内全域）
- エ 人力浚渫工事（その4）（東部土木事務所管内全域）
- オ 人力浚渫工事（その5）（南部土木事務所管内全域）
- カ 人力浚渫工事（その6）（西部土木事務所管内）
- キ 人力浚渫工事（その7）（西京土木事務所管内）
- ク 人力浚渫工事（その8）（伏見土木事務所管内全域）
- ケ 人力浚渫工事（その9）（整備推進課管内）
- コ 人力浚渫工事（その10）（南部区画整理事務所管内）
- サ 人力浚渫工事（その11）（緑地管理課管理公園緑地内）

### (2) 工事概要

次のア～コの工事概要は工種についての概要を示すもので、上記(1)の各工事において行う工種については(3)に記載する。

- ア 人力による管渠又は暗渠内の粗粒土の浚渫工事（以下「D-G s」という。）
- イ 人力による管渠又は暗渠内の粗粒土の浚渫工事（20メートルを超える小運

搬有り) (以下「D-G s 運」という。)

ウ 人力による管渠又は暗渠内の細粒土及び高有機質土の浚渫工事 (以下「D-F P t」という。)

エ 人力による管渠又は暗渠内の細粒土及び高有機質土の浚渫工事 (20メートルを超える小運搬有り) (以下「D-F P t 運」という。)

オ 人力による開渠部の粗粒土の浚渫工事 (以下「S-G s」という。)

カ 人力による開渠部の粗粒土の浚渫工事 (20メートルを超える小運搬有り) (以下「S-G s 運」という。)

キ 人力による開渠部の粗粒土の浚渫工事及び草刈り (以下「S-G s 草」という。)

ク 人力による開渠部の粗粒土の浚渫工事 (20メートルを超える小運搬有り) 及び草刈り (以下「S-G s 運草」という。)

ケ 人力による開渠内の細粒土及び高有機質土の浚渫工事 (以下「S-F P t」という。)

コ 人力による開渠内の細粒土及び高有機質土の浚渫工事 (20メートルを超える小運搬有り) (以下「S-F P t 運」という。)

(3) 予定数量

(1)ア S-G s : 90立方メートル

(1)イ D-G s : 10立方メートル

D-G s 運 : 2立方メートル

D-F P t : 1立方メートル

D-F P t 運 : 1立方メートル

S-G s : 15立方メートル

S-G s 運 : 4立方メートル

S-F P t : 2 立方メートル

S-F P t 運 : 1 立方メートル

(1)ウ S-G s : 1 8 1 立方メートル

(1)エ S-G s : 3 0 立方メートル

(1)オ S-G s : 3 0 立方メートル

(1)カ D-G s : 3 立方メートル

D-G s 運 : 3 立方メートル

S-G s : 1 0 立方メートル

S-G s 運 : 3 立方メートル

S-G s 草 : 3 3 立方メートル

S-G s 運草 : 5 立方メートル

(1)キ S-G s : 4 0 立方メートル

S-G s 運 : 3 0 立方メートル

S-G s 草 : 2 5 立方メートル

S-G s 運草 : 1 5 立方メートル

S-F P t : 1 0 立方メートル

S-F P t 運 : 1 0 立方メートル

(1)ク D-G s : 5 立方メートル

D-F P t : 5 立方メートル

S-G s : 1 5 立方メートル

S-F P t : 1 5 立方メートル

(1)ケ D-G s : 1 5 立方メートル

D-F P t : 1 5 立方メートル

S-G s : 5 0 立方メートル

S-F P t : 100立方メートル

(1)コ D-G s : 5立方メートル

D-F P t : 5立方メートル

S-G s : 25立方メートル

S-F P t : 85立方メートル

(1)サ S-G s : 20立方メートル

なお、上記数量は予定であり、実際の施工数量は変動することがある。

(4) 工期

(1)のすべての工事について、契約の日から平成22年3月31日まで

(5) 支払条件

(1)のすべての工事について、出来高払

## 2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。入札参加有資格者には、当該工事に係る設計図書等の複写承認申請書を交付するので、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写しを入手（有料）し、入札すること。

(3) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する

者を「インターネット利用者」という。)

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。)

### 3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日（(5)にあつては、提出の日から入札参加資格確認の日までの間）において現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であつて、次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有すること。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）において「土木一式」又は「しゅんせつ」の総合評定値が700点以上あること。
- (3) 平成5年度以降の完成済みの人力浚渫工事（河川美化作業を含む。）を施工（履行）した実績を有していること。
- (4) 建設業法に規定する主任技術者を専任で1名以上配置し得ること。

配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、平成21年

2月23日から同年2月27日までに本市に提出した技術者経歴書に記載された技術者であること。

(5) 本件入札に係る申請書提出の日から入札参加資格確認の日までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

#### 4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)ア～サのうち、参加を希望する入札案件について、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない（必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。）。

なお、複数の入札案件について入札参加することも可とするが、その場合はそれぞれの案件ごとに、別の主任技術者を配置し、申請すること。複数の案件に同じ主任技術者を配置して申請したときは、当該案件の参加資格は「なし」とする。

また、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は資格確認により参加資格がないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類の写し等を添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請日において、他の工事又は委託業務（以下「工事等」という。）に配置されておらず、かつ申請日以降落札決定の日までの間においても、他の工事等に配置する予定がないこと

（1(1)ア～サのうち、複数の案件に入札参加資格確認申請を行う場合は、それぞれの案件について別の技術者を配置すること。）。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された技術者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

(イ) 期間

公告の日から平成21年4月13日(月)正午まで。ただし、京都市の休日  
を定める条例に規定する本市の休日を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、  
正午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書  
等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票  
として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出  
すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの  
本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」



という。)に必要事項を入力のうち、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。この場合において、4(1)に掲げる書類をワード、エクセル (Office 2003 で扱えること。) 又はPDFファイル (Adobe Reader 7.0 で扱えること。) にして添付し、送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで (ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。) とする。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、設計図書等の複写承認申請書等を交付するので、4(2)ア(ア)の場所で速やかに受領すること。

##### ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

##### ウ 通知予定期日

平成21年4月16日 (木)

##### エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成21年4月21日 (火) 午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

#### 5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとな

ったときは、市長は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

## 6 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入札すること。
- (2) 入札を行う者は、次のア及びイの方法により、個別の工種ごとの単価と予定数量で構成された内訳書（以下「単価表」という。）を提出しなければならない。

なお、単価表の様式は、入札参加資格の確認結果通知後に別途示す。

### ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、ワード、エクセル又はPDFファイルにして添付すること。

### イ 端末機利用者の場合

単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印のうえ、工事件名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載した封筒に封入、封かんして、入札期間の終了までに4(2)ア(イ)の場所に持参すること。

- (3) 単価表には、それぞれの工種の単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額とし、

必ず「整数」とすること。), これにそれぞれの予定数量を乗じた額 (以下「価格」という。) 及び価格の総計 (以下「総価」という。) を記載すること。

なお, 単価表が提出されない場合又は提出された単価表に誤りがある場合は, 当該入札は無効とする。

- (4) 入札金額には, 前項において記載した総価をもって入力すること
- (5) 落札の決定は, 総価の比較により行う。
- (6) 落札者は, 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (7) 入札者は, 送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。
- (8) 契約の締結は, 単価による契約とする。契約金額は, 落札者が提出した単価表に記載された工種ごとの単価に100分の5に相当する額を加算した額 (当該金額に1円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てた額) とする。
- (9) 本件入札において, 3の参加資格があると認めた者が二者以上であるときは, その者の商号 (法人にあつては名称), 予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。
- (10) 本件入札において, 3の参加資格があると認めた者が一者であるときは, 規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

## 7 入札期間及び開札日時等

### (1) 入札期間

平成21年4月27日 (月), 28日 (火) 及び30日 (木) の午前9時から午後5時まで。ただし, 端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札日時

平成21年5月1日 (金) 午前9時30分から順次開札し, 落札者を決定する。

なお, 落札者に対しては, 落札した旨を開札日の午後5時までに, 以下のとお

り通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成21年5月7日（木）午前9時から同年5月11日（月）午後5時までの期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成21年5月11日（月）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(イ)の場所まで持参し提出すること。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成21年5月7日（木）午後1時から4(2)ア(イ)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

## 8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

## 免除

### 9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか，虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

### 10 その他

- (1) 本件入札は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(ア)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
  - ア 契約者が，非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
  - イ 非落札者が，契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請，3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)